

# 毎年、所得の申告をしていますか？



毎年度、国民健康保険は所得に応じて保険税の算定や、病院等での自己負担限度額がままります。所得税の確定申告書を提出した方や、給与所得だけの方で勤務先から給与支払報告書が提出されているときは、申告書の提出は必要ありませんが、それ以外の場合は、申告が必要になります。下記に該当する方は**各自で申告をしないと未申告になってしまいます！**

## 申告が必要な方

農業の方

自営業の方

学生の方  
(20歳以上)

収入が全くない方

毎年、2月～3月15日は村県民税の申告時期です。

1月1日現在、住所を登録している市町村で前年中の所金額等の申告をお願いしております。

まだ申告をしていない方は、早めの申告をお願いします。

**申告をしないと  
このようなデメリットが！  
ご注意ください。**

適正な保険税の算定ができず、もしも所得が少ない場合でも保険税の軽減措置がうけられません。

○70歳未満の場合（月額）

| 世帯の所得           | 自己負担限度額  |
|-----------------|----------|
| 934万円以上（または未申告） | 252,600円 |
| 633～934万円以下     | 167,400円 |
| 243～633万円以下     | 80,100円  |
| 243万円以下の課税世帯    | 57,600円  |
| 住民税非課税          | 35,400円  |

1ヶ月の医療限度額が **252,600円以上**に！

## 保険税は納期内に納めましょう

納付期限を過ぎてしまうと、金融機関、郵便局、コンビニエンスストアでは納付できません。納付期限を過ぎると、督促料や延滞料がつく他、役場窓口での納付書再発行の手続きが必要となります。ご注意ください。

各期限内の納付が困難な時は、早めのご相談をお願いします。

納め忘れのない口座振替もおすすめです。

詳しくは納税通知書の4～5ページをごらんください。



○平成30年度国民健康保険税の納付期限

|       |      |      |       |
|-------|------|------|-------|
| 1期    | 2期   | 3期   | 4期    |
| 7/31  | 8/31 | 10/1 | 10/31 |
| 5期    | 6期   | 7期   | 8期    |
| 11/30 | 1/4  | 1/31 | 2/28  |

※年金特別徴収の方は年金受給日に天引きされます。

## 高額療養費、自己負担限度額が変わります！

70～74歳の方の限度額が平成30年8月からは下記のように変更となります。

| 所得区分                      | 自己負担限度額   |                            |
|---------------------------|---|----------------------------|
|                           | 外来（個人単位）  | 入院・世帯単位                    |
| 現役並み所得者Ⅲ<br>(課税所得690万円以上) | 252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%<br>(多数回該当：140,100円) |                            |
| 現役並み所得者Ⅱ<br>(課税所得380万円以上) | 167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%<br>(多数回該当：93,000円)  |                            |
| 現役並み所得者Ⅰ<br>(課税所得145万円以上) | 80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%<br>(多数回該当：44,400円)   |                            |
| 一般                        | 18,000円<br>(年間上限14.4万円)                               | 57,600円<br>(多数回該当：44,400円) |
| 低所得Ⅱ                      | 8,000円  | 24,600円                    |
| 低所得Ⅰ                      |   | 15,000円                    |

**平成30年4月1日から  
保険税の限度額が  
変更になりました!!**

| 改正前の限度額 |      |      |      |
|---------|------|------|------|
| 医療分     | 支援分  | 介護分  | 合計   |
| 54万円    | 19万円 | 16万円 | 89万円 |

法改正に伴い ↓

| 改正後の限度額 |      |      |      |
|---------|------|------|------|
| 医療分     | 支援分  | 介護分  | 合計   |
| 58万円    | 19万円 | 16万円 | 93万円 |